

「労働者災害補償についての内外人労働者の均等待遇に関する条約（第 19 号）」

2012 年日本政府年次報告（2007 年 6 月 1 日～2012 年 5 月 31 日）

1. 質問Ⅰ、Ⅳ及びⅤについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はなし。

2. 質問Ⅱについて

〔第 3 条〕

前回までの報告中、船員法第 95 条を以下のとおり改める。

船員法第 95 条中、「同一の事由により」の次に「労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）若しくは」を加え、「命令」を「国土交通省令」に改める。

【2008 年条約勧告適用専門家委員会オブザベーションについて】

1. 不法就労外国人であると思われる者に対する労働災害補償状況

2006 年度から 2011 年度における不法就労外国人であると思われる者に対する労災補償状況は別紙のとおりである。

2. 外国人研修生の申立及び保護の強化

外国人研修生の労働者災害補償に関する不服申立件数については、把握していない。

日本政府は、外国人研修・技能実習生の保護を強化するため、2009 年 7 月に「出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）を改正し（以下、「改正入管法」という。）、2010 年 7 月に施行している。

改正入管法では、外国人研修・技能実習制度は外国人技能実習制度となり、入国 1 年目から雇用契約に基づいて技能等修得活動を行うことを義務付け、技能実習生は労働基準法、労働者災害補償保険法等の労働関係法令上の保護が受けられることとなった。

3. 質問Ⅲについて

前回までの報告中、「323」を「321」に改める。

4. 質問Ⅵについて

本報告の写を送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

（使用者団体）日本経済団体連合会

（労働者団体）日本労働組合総連合会

○不法就労外国人であると思われる者に対する労災補償状況について

年度	人数
2011年度	13
2010年度	32
2009年度	41
2008年度	74
2007年度	95
2006年度	131